

業務部速報



No. 126

発行 26. 2. 17

JR東労組 業務部

『事業本部発足に伴う「事業場」の取扱いについて』 申14号 に関する解明申し入れ 2/17団体交渉を行う！①

1月28日、「一事業本部一事業場」(36事業場)とする会社の考えが修正され、166事業場区分にすることが示されました。このことは、JR東労組が「場所的概念から一事業本部一事業場が出来ない」と訴えてきたことが実現した内容です！

この修正内容を踏まえて、申14号解明申し入れ団体交渉を行いました。

●組合 ■会社

1. 「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」の提案前後における関係行政機関との議論経過を明らかにすること。

●関係行政機関との協議の経過について明らかにすること

■昨年1月から厚生労働省や労働局に説明・協議を合計10回以上行ってきた。会社は「一事業本部一事業場」で出来ると説明してきたが、12月中旬に厚労省から「一事業本部一事業場にすることは難しい」との回答があった。その後会社内で議論し、1月19日に166の事業場区分にすることを説明し認められた

●厚労省等が認めなかつた理由は何か。166にした理由は

■大きくは場所的概念である。「規模が大きすぎて監督・指導が的確に出来るのかとの観点」「安全衛生法上の適用の範囲の観点」「労働者保護が的確に出来るのかとの観点」の指導・指摘を受けた。また、統括センターをすでに運営し差し支えないとの見解があるため、そのことを踏まえて166区分を厚労省に説明し確認した

●法律に適用されない内容であり会社の想定が甘いのではないか

■行政との協議なので、どちらが良い悪いなどではない。あくまで協議の積み上げである。法律に適合しないと分かっていながら提案したのではない。会社とすれば一事業本部一事業場でできると説明してきた。思ったより時間がかかった

2. 一事業本部を一事業場にして36事業場とするとしていた提案内容を修正し、事業本部内に事業場区分を設けて166事業場とする理由を明らかにすること。

3. 事業場区分を166事業場にする選定基準を明らかにすること。

●何に基づいて区分を設けたのか

■現在244事業場を166事業場にした。場所的概念の原則的な考えに基づいている。行政は、住所等の明確な基準を設けていないので、それを超える基準をつくるべきではない。一県一単位は難しいとの判断なので、統括センターの規模や今の運営単位をベースに考えた。監督・指導が出来ないような区分はつくっていない。区分の定義を新たに作ったわけではない

●松本や秋田や千葉や盛岡や新幹線等複数箇所が一つになっている理由は何か

■場所・距離・規模感の実態を見て判断している。事業場における密接な業務関係もある。距離の基準はなく一つのまとまり・エリアとして一事業場として扱う。一事業場としての行政解釈もないが、法の適切な取り扱いである

●車セ派出やメンテナンスセンターの区分はどこになるのか

●仙台の設備職場は3県に跨っているがどうなるのか

■車セの派出や設備・電気のメンテナンスセンターは本区のある区分に属することになる

■県を跨ぐこと自体は問題ない。今も行っていることである